

# 朝鮮半島に於けるラジオ国際放送の役割 —韓国「KBS」と北朝鮮「朝鮮中央放送」を中心に—

松浦正伸

## 要旨

1948年に朝鮮半島南部に韓国が、北部に北朝鮮が建国され、分断体制が進展した。韓国では1953年に英語によるラジオ国際放送が開始され、歴代の韓国大統領は、国民向けラジオ演説で対北政策の方針を発表してきた。韓国放送公社（KBS）は、韓国の思想、観念、宗教、技術、言語等、韓国文化によって生成された価値を他地域に発信する拡張的な役割がある。分断国家の放送局として、南北問題に関する韓国側の立場を内外に伝達し、約740万人に及ぶとされる「コリアン・ディアスポラ」と本国との紐帯を強化することが期待されている。韓国放送法はKBS社長の任命権者を大統領としているため、報道機関の政治的中立性をめぐる議論が続いており、政権に対する批判的検証に課題が残る。

権威主義体制下にある北朝鮮では、朝鮮中央放送局により英語によるラジオ国際放送が開始された。国防力と経済力の強化に加え、ラジオをはじめとする伝統的メディアによる宣伝機能が統制の観点から重要視された。朝鮮民主主義人民共和国放送法によれば、「放送は国の声であり、顔である」。「国家による唯一的指導を強化」する役割がラジオをはじめとする放送事業を運営する主たる目的とされている。1990年代の経済難以降、北朝鮮国内において非公式市場が広範囲に出現した。この結果、政府の情報統制の観点からは更なる困難に直面している。

キーワード：KBSワールド・ラジオ、朝鮮の声、ラジオ・プロパガンダ

## 1. 朝鮮半島の分断体制とラジオ

### 1.1 分断体制下のメディア環境

体制競争を繰り広げる韓国と北朝鮮において、メディアはどのように変貌を遂げ、如何にしてその役割を果たしてきたのだろうか。分断体制下にある「2つのコリア」では、民主主義体制と権威主義体制という異なる政治体制が敷かれている。このため両国におけるメディアの役割は、大きく異なる様相を呈している。

韓国では、テレビ、インターネット、書籍など、メディア媒体が多様である。特に、2000年代以降、韓国政府は積極的に電算化を実施しており、また2018年にはスマートフォンの普及率が95%を記録

し世界一に躍進した<sup>1</sup>。従来からの伝統的なメディアの役割が相対的に衰退しているようにも見られるが、歴代の韓国大統領は、国民向けラジオ演説で対北政策の方針を発表しており、海外に暮らす在外韓国人にも、政治指導者の「生の声」が臨場感を持って届けられている<sup>2</sup>。

一方、北朝鮮では大部分の人民は、国内でイントラネット「光明網（광명）」を使用している。このため、事実上、人民はインターネット空間から排除されている<sup>3</sup>。その結果、テレビや新聞、ラジオ等の既存メディアが依然として相対的に重要な役割を果たしている。中でも、受信機と乾電池さえあればいつでも聴取できるラジオは、政府による体制宣伝の観点から重宝されている。

## 1.2 朝鮮半島ラジオ放送の起源と変容

韓国の公共放送である韓国放送公社 (Korean Broadcasting System: KBS) は、同一の放送事業者がテレビ放送とラジオ放送を開設するラテ兼営局である。その歴史をたどると、原点は日本による植民地統治期に遡る。すなわち、日本統治期の1926年に設立され、1927年に放送を開始した「京城放送局」である。

1932年、京城放送局は「社団法人朝鮮放送協会」へと法人名称を改称した<sup>4</sup>。それに伴い1933年には、それまでの日本語と朝鮮語による交替放送体制を改編し、内地に伍する強電力放送の施設と内鮮両言語により運営される「12キロ二重放送」を開始した。これにより、朝鮮のラジオは急速に発展を遂げた<sup>5</sup>。

その後、日本本土出身者だけでなく、在地朝鮮人の人口が増加する中で、1935年には初の地方進出として、釜山支局設置を皮切りに、1936年には平壤において日本語・朝鮮語による二重放送局が設置された<sup>6</sup>。ラジオ時代の幕開けと共に、清津放送局、咸興放送局、裡里放送局が開局され、新義州出張所、大邱出張所、光州出張所等が順次整備拡張されていった<sup>7</sup>。また日本の敗戦後には、米軍政庁に残留を要請された独身の中村正七アナウンサーを一人残し、朝鮮放送協会に勤務するすべての日本人職員が罷免され、各地の放送局も接収された<sup>8</sup>。

1948年に朝鮮半島南部に大韓民国 (韓国) が、北部に朝鮮民主主義人民共和国 (北朝鮮) がそれぞれ建国され分断体制の固定化が進展すると、韓国では1953年に「Voice of Free Korea (「自由大韓の声」)」という名称で、英語によるラジオ放送が開始された。爾後、日本語、韓国語、フランス語、ロシア語、中国語、スペイン語、インドネシア語、アラビア語、ドイツ語、ベトナム語へと対応言語を拡大し放送が続けられた<sup>9</sup>。

1973年には「Radio Korea (「ラジオ韓国」)」に改称され、さらに1994年には国際化時代に対応するべく「Radio Korea International (RKI)」に名称を変更した。その後、2005年にはブランド・マネジメントの一環で「KBS WORLD Radio (「KBSワールド・ラジオ」)」に改称された。現在ではKBSワールド・ラジオは、11か国語で放送する韓国国内唯一の多言

語国際放送チャンネルにまで成長し、「韓流」をはじめ韓国に関する多様な情報を国際社会に提供している。

一方の北朝鮮では、日本統治期に開局した平壤放送局の施設をそのまま接収し放送が再開され、1946年には「平壤中央放送局」に改称された。その後、1948年に平壤中央放送局は北朝鮮中央放送局へ、さらに、朝鮮中央放送局へと名称が変更された。現在では、内閣に所属する朝鮮中央放送委員会が、国营放送局である朝鮮中央放送を運営している。

韓国統一部の分析によれば、北朝鮮の放送事業体系は、放送業務自体を指導、調整する朝鮮労働党の役割と放送局の施設、機材管理、事務を担当する内閣の役割に大分される。また、朝鮮中央放送委員会は、放送業務の一切を計画、総括する機関として放送機能と規制機能を同時に有している<sup>10</sup>。こうしたことから朝鮮労働党の政策と北朝鮮の情勢に対する認識を内外に宣伝・報道する役割を担っていることが確認される。

KBSワールド・ラジオが韓国に関する多様な情報を国際社会に発信する中、短波中心の海外向けラジオ放送「Voice of Korea (「朝鮮の声」)」は、北朝鮮の権威主義体制を支えるプロパガンダを発信し続けている。以下では、民主主義体制と権威主義体制という異なる政治体制下にある「2つのコリア」において、公共放送がどのように発展し現在の形になったのか、社会的・政治的背景を踏まえながら分析し、南北朝鮮におけるメディアの諸相について考察する。

## 2. 南北メディアの設置目的と使命

### 2.1 KBSの設立理念と使命

KBSには、韓国を代表する国際放送として、次の3つのビジョンが掲げられている<sup>11</sup>。

- ① 韓国の視角と価値の代弁
- ② 韓民族ネットワークの中核
- ③ 韓国文化と言語の拡散

上記のビジョンから確認されるのは、KBSには、韓国の思想、観念、宗教、技術、言語等、韓国文化によって生成された価値を単一文化内にとどめるの

ではなく、むしろ他地域に拡散する役割が期待されている点であろう。さらにKBSでは、国内外の社会で果たすべき役割や存在意義を具体化するため、以下のような6つのミッションを掲げている<sup>12</sup>。

6つのミッション

1. 韓国の政治、経済、社会、文化等の各分野に対するニュース及び情報の提供
2. 国内外の主要な懸案に対する韓国の視角の伝達
3. 朝鮮半島平和定着、及び南北問題に関する韓国の立場の伝達
4. 世界各国との相互親善、及び文化交流
5. 740万在外同胞民族共同体意識の向上
6. 災害発生時海外居住韓国人に対する安全情報の提供

上記ミッションにあるように、KBSには、分断国家の放送局としていくつか特徴的な役割が明記されている。それは第一に、朝鮮半島の平和体制に資する報道を行う政策手段としての特性である。就中、南北問題に関する韓国側の立場を内外に伝達することがKBSの果たすべき使命として明記されている点は対外政策上重要な意味を有する。政治、社会、文化等に関する客観的、中立的なニュースの提供や国際社会との相互親善・文化交流の必要性が指摘される一方で、朝鮮半島問題については、あくまで韓国の政治的立場を伝達する任務があるとされている。

第二に、約740万人に及ぶとされる在外韓人、所謂「コリアン・ディアスポラ」と本国との関係強化が期待されている点である。1970年代以降の所謂「漢江の奇跡」により、急速に経済発展を遂げた韓国では、企業の投資と海外進出が活発に行われてきた。この結果、韓国人労働者や移民による国際移動が急増した。こうした背景から、貿易、婚姻、福祉等、多方面での人的移動が増加し、現在では、異郷で暮らすコリアン・ディアスポラの海外定着も加速している。民族的、血縁的な帰属意識を構築する役割がメディアとしてのKBSに求められているのである<sup>13</sup>。

2.2 北朝鮮のプロパガンダと放送事業

権威主義体制下にある北朝鮮では、国防力と経済力の強化はもとより、宣伝機能が重要である。昨今、人民の外部情報に接する機会が増加する中、金正恩政権は体制維持を図るため、宣伝手段を強化する努力を続けている。

現在の北朝鮮では、ラジオ放送を含むすべての放送は「朝鮮人民民主主義共和国放送法」によって規定されている。2015年10月8日に最高人民会議常任委員会において、同法は政令第707号「朝鮮民主主義人民共和国放送法」（放送法）として採択された<sup>14</sup>。

同法の第1条「放送法の使命」によれば、北朝鮮における放送とは「思想文化的に教養し、社会主義強盛国家建設に積極参加」するための手段とされている<sup>15</sup>。1998年以降、金正日時代に政治思想、軍事、経済の三本柱から構成される「強盛大国」というスローガンが頻繁に登場していたが、金正恩時代に入ると「強盛国家」という用語の使用頻度が多くなった。放送法においても、同様の傾向が確認される。

(筆者訳、以下同)

第1条 (放送法の使命)<sup>16</sup>

朝鮮民主主義人民共和国放送法は、放送事業での制度と秩序を厳格に打ち立て、人民を思想文化的に教養し、社会主義強盛国家建設に積極参加するために貢献する。

同法第3条「放送事業での主体性確立原則」では、「放送事業における主体の確立」を「純潔に固守」するよう規定しており、その中で「我々、我々式」という表現が用いられている。金日成、金正日と比較すれば、相対的に、脱イデオロギー的な統治姿勢が強まったとされる金正恩体制であるが、2019年に改正された社会主義憲法の序文に明記されるように「偉大な領袖金日成同志と偉大な指導者金正日同志の国家建設の思想と業績が具現されているチュチェの社会主義国家」<sup>17</sup>として、放送法が位置づけられていることが確認される。

第3条（放送事業での主体性確立原則）<sup>18</sup>

放送事業での主体を確立することは、我々の放送の性格を純潔に固く守り、放送の使命と役割を円滑に遂行するための根本的な手立てである。

国家は放送事業を主体性の原則で我々式に行わなければならない。

同法第4条「放送事業に対する指導原則」によれば、「放送は国の声であり、顔である」とされており、「国家による唯一の指導を強化」する役割が期待されていることが分かる。すなわち、北朝鮮では、国家によるメディア統制が法的に担保されているのである。

第4条（放送事業に対する指導原則）<sup>19</sup>

放送は国の声であり、顔である。

国家は現実発展の要求に合うように放送機関を合理的に組織し放送事業に対する唯一の指導を強化しなければならない。

同法第47条「放送事業に対する指導統制」には、より具体的な統制方法について明記されている。それによれば、中央放送機関と該当機関は、放送事業指導体系を樹立し、「正常に掌握指導」することが求められている。ここでいう中央放送機関とは、「朝鮮中央放送委員会」である（同法第11条）。

第47条（放送事業に対する指導統制の基本要求）<sup>20</sup>

放送事業に対する指導統制を強化することは、放送の機能と役割を高めるうえで必須の要求である。

中央放送機関と該当機関は、放送事業指導体系を正しく打ち立て正常に掌握指導しなければならない。

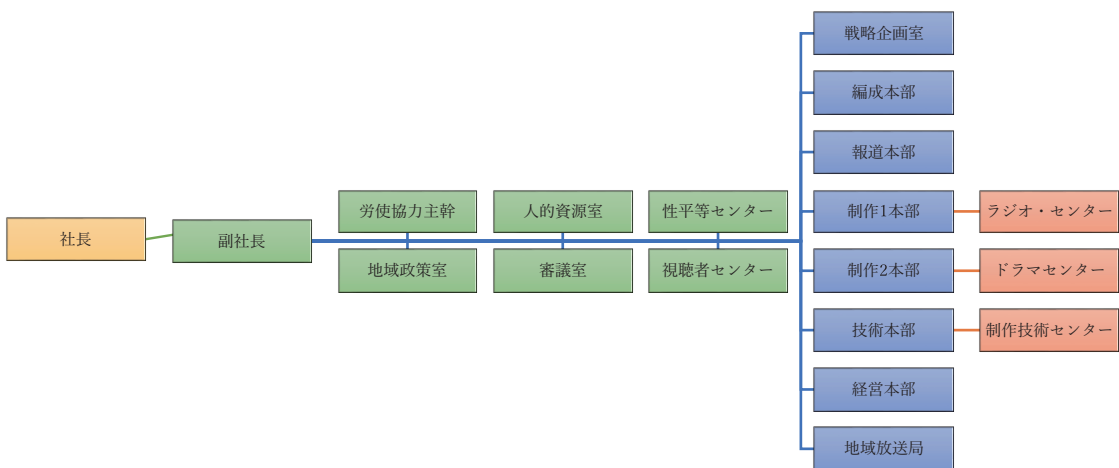
3. 南北メディアの実施体制の比較

3.1 KBSの実施体制

ソウルに本部を設置するKBSは、韓国最大の放送局として、春川、大田、清州、全州、光州、大邱、釜山、昌原、済州に国内拠点をも有する。海外には、ワシントンD.C.に米州総局、パリに欧州総局、東京にアジア総局をそれぞれ置いている。

KBSの人事に関連する法規には、韓国放送法と韓国放送公社法（公社法）がある。KBS社長は、公社法第12条<sup>21</sup>、及び公社法第15条<sup>22</sup>に基づき、理事会による任命動議が行われた後、大統領により任命される。韓国放送法第46条<sup>23</sup>、及び公社法第8条は、理事長を含む11人の理事により理事会が構成され、経営の最高議決機関とすることを規定している<sup>24</sup>。

韓国放送法第46条、及び公社法第12条の規定により、理事会の理事は「放送通信委員会」の推薦を受けて大統領により任命され、また、放送と通信に関する規制と利用者保護の業務を管掌する放送通信委



出典：韓国KBSホームページ参照<sup>27</sup>

員会も、「放送通信委員会の設置及び運営に関する法律」第5条「任命等」に基づき、大統領が委員長と委員を任命する<sup>25</sup>。そのため、理事会も放送通信委員会も、時の政権の影響から自由ではいられないのが現状である。

こうした法規と組織構造は、後述するように報道機関の中立性と政治の関係をめぐり、韓国政治において度々批判される要因となっている。KBSの組織体制の概略については、図の通りである。2021年現在職員数は4,471人である<sup>26</sup>。

6つのミッションを実現するため、KBSワールド・ラジオでは、次のような具体的なプログラムを提供している。例えば、英語放送では、KBS WORLD Radio Newsを筆頭に、K-POP Connection, Books on Demand, Korea Panorama 70 Years, Hot Issues of the Week, Korea 24等がある<sup>28</sup>。また、日本語放送では、1965年に開始したKBSワールド・ラジオ日本語放送の看板番組として知られる「玄海灘に立つ虹」をはじめ、韓国統一部北韓情報ポータル、南北関係主要日誌、国防部軍事編纂研究所、遺骸発掘鑑識団、統計庁北韓統計ポータル等の資料をもとに作成された「ソウル発平壤は今」等がある<sup>29</sup>。

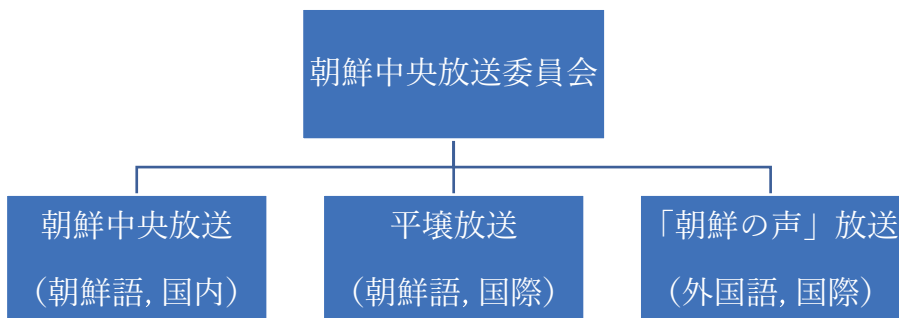
韓国語放送でも、日本語、英語と同様のプログラムが提供されている。すなわち「뉴스 투데이 (ニュース・トゥデイ)」という報道番組を中心にしながら、コリアン・ディアスポラを対象に「한민족 네트워크 (韓民族ネットワーク)」や「재외동포를 위한 한국어 강좌 (在外同胞等のための韓国語講座)」が展開されている。

### 3.2 北朝鮮におけるラジオ放送の実施体制

朝鮮中央放送委員会の組織体制の概略については、図の通りであるが、2022年現在の職員数などは不明である。

「朝鮮の声」放送の使用言語は、朝鮮語以外に、日本語、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、アラブ語、ロシア語の9か国語で行われている<sup>30</sup>。放送エリアは、東南アジア、中央アメリカ、南米、北米、北東アジア、中国、日本、極東、欧州、中東、アフリカ等、全世界に向けて発信している。米国のシンクタンク、スティムソン・センターが運営する情報分析サイト「38ノース」によれば、「朝鮮の声」放送の構成は、概ね次の通りである<sup>31</sup>。

- :00 Opening signal, station identification: "This is Voice of Korea"
- :01 National Anthem
- :03 Song of General Kim Il Sung
- :06 Song of General Kim Jong Il
- :09 News, editorials (approx. 15 minutes, but can be extended to full broadcast), followed by music
- :30 Reminiscences of Great Leader President Kim Il Sung of the century or other historical programming
- :40 Music and features
- :50 Editorial, special message (occasional)
- :55 Frequency information
- :57 Close





## 4. 南北メディアの財政の違い

### 4.1 KBSの財政

KBSの受信料徴収に関する規定は、1960年代韓国の朴正熙政権時代にまで遡ることができる。1961年ソウルテレビ放送局の開局に際して、「国営TV放送事業運営に関する臨時措置法施行令」が公布されたが、同法によって、1963年からは月額100ウォンが受信料として徴収されることになった。その後、1980年までに数度に及ぶ引上げの結果月額800ウォンに定まり、また韓国でのカラーテレビ放送の開始を契機に、1981年からは現在の月額2,500ウォン体制へと変わった<sup>32</sup>。

韓国の放送局や放送業者等について定めた韓国放送法第64条には、受信料について次のような規定がある。すなわち、「テレビ放送を受信するために、テレビ受信機を所持するものは大統領令が定めるところにより、公社（KBS）にその受信機を登録してテレビ受信料を納付しなければならない」<sup>33</sup>。また、韓国放送法第65条には、受信料の決定は、理事会が審議・議決した後、放送通信委員会を経たのち、国会の承認を得て確定されることになっている<sup>34</sup>。

KBSは公共放送であるため、テレビ放送受信料等による公的予算が編成されている。2022年現在、KBS全体の年間予算は約1兆5,082億ウォンである。内訳は、公的財源と自己収入である。先ず、公的財源は約6,996億ウォンとなっており、そのうち約6,862億ウォンが受信料収入、約134億ウォンが対外放送放送通信委員会の支援金による政府補助金によって賄われている<sup>35</sup>。また、自己収入については、広告収入やコンテンツ販売、協賛、資産売却等の収入が約8,085億ウォンとなっている。自己収入については、韓国放送法第56条「財源」に関連規定があり、公社の経費は「目的業務の適正な遂行のため必要な場合には、放送広告収入等の大統領令によって定められた収入によって充当することができる」とある<sup>36</sup>。

また、韓国放送法第67条「徴収業務を市・道知事への委託」<sup>37</sup>に基づき、1994年以降は、委託先の韓国電力公社により電気料金と併せて受信料を徴収され

ている<sup>38</sup>。

必要に応じて広告による収入を制度的に受容している点がKBSの特徴のひとつとなっているが、KBSの受信料をめぐっては、受信料を上げる代わりに広告収入による比率を引き下げる等、改革をめぐる議論が現在まで継続している<sup>39</sup>。月額受信料は、一部の免除規定に該当するものを除外すれば、韓国居住者に対し、国籍を問わず徴収されている<sup>40</sup>。

また、第68条には、徴収された受信料を大統領令が定めるところによって、公営教育専門放送局である韓国教育放送公社の財源として活用すること等が認められている<sup>41</sup>。

### 4.2 朝鮮中央放送委員会の財政

北朝鮮の国家財政は最高人民会議で発表される。しかし、国家予算の配分額については非公表であるため、当然、国際放送の実施費用について、公式的な情報は存在しない。

放送法第6条「放送部門の物質技術的土台強化原則」には、「放送設備と放送技術は放送事業強化発展のための物質技術的土台」とある。このため、国家が体系的に投資することで「科学化、現代化、情報化」を志向すべきことが明記されている。

#### 第6条（放送部門の物質技術的土台強化原則）<sup>42</sup>

放送設備と放送技術は、放送事業の強化発展のための物質技術的土台である。

国家は放送部門に対する投資を系統的に増やし、放送設備と放送技術を科学化、現代化、情報化しなければならない。

また、放送法第6章「放送事業の条件保障」における便宜供与の項目（第42条～第44条）には、国際放送の実施に係る費用負担に関する項目が明記されている。

#### 第42条（取材活動団の交通運輸条件保障）<sup>43</sup>

該当の人民保安機関、交通運輸機関は、放送事業として行き来する取材、及び撮影班と、TV中継車のような運輸手段の交通運輸条件を、責任を持って保障

しなければならない。

#### 第43条 (取材活動団の寝食条件保障)<sup>44</sup>

取材撮影陣の寝食条件は、定められた資金限度に応じて該当機関、企業所、団体が保障する。

#### 第44条 (放送事業に必要な電力、設備、資材保障)<sup>45</sup>

国家計画機関と電力保障機関、財政銀行機関、該当機関は、放送事業に必要な電力、燃油、設備資材、資金のようなものを計画通り保障しなければならない。

このように、放送法によれば、北朝鮮では政府が放送事業全般にかかわる電力、燃料、設備、資金、資材、交通輸送等、多方面から経済的な保障し、また取材活動クルーの寝食条件も補償されていることが確認される。

## 5. 南北メディアの課題

### 5.1 KBSの政治的中立性

KBSには、公正で健全な放送文化を定着させ、国内外の放送を効率的に実施する国家機関としての役割がある<sup>46</sup>。しかし、韓国国内では、KBSによる偏向報道に関する疑惑が度々持ち上がってきた。中でも、報道機関として政治的中立性をいかに担保するべきなのか論争が後を絶たない。

例えば、2007年第17代大統領選挙の際に、李明博陣営で放送戦略室室長という要職を担当した金仁圭は、李明博政権発足後にKBS社長に任命された<sup>47</sup>。ところがその後、全国言論労働組合と「4大河川事業阻止汎国民対策委員会」をはじめとする関連団体から、金仁圭体制下のKBSが李明博政権の「4大河川事業」に対して肯定的な部分だけを強調しているとの批判を受けた。その結果、李明博政権に対する公正、中立的な報道をするよう指摘を受け、「4大河川事業」に対する検証報道を行うよう組合から要求された<sup>48</sup>。

また、2010年来年度予算案の与党単独処理をめぐる攻防が、議会において暴力事件にまで発展した際

には、野党側からKBSの報道姿勢が公平ではないとの批判を受けた。2017年に発足した文在寅政権期で初代政務首席秘書官を務めることになる田炳憲議員は、この当時、KBSの報道内容に「深刻な懸念と抗議」を表明している<sup>49</sup>。

2014年には修学旅行中の高校生ら約300人が死亡した旅客船セウォル号沈没事故をめぐる、韓国国内では、朴槿恵政権や海洋警察の初動の遅れに批判が集中した。各メディアが連日大々的に報道する中、KBSは大統領府の意向を受け、一部報道を取りやめていた事実が明るみに出た<sup>50</sup>。

他方で、政府や政権の支援団体がKBSの報道に抗議する事例もある。例えば、2019年には、KBSの報道番組「ニュース9」で、曹国法相の妻が家族ぐるみの不透明な投資実態を把握していたとする関係者インタビューを放送したが、その際、曹国法相に不利な内容の報道に対し、文政権の支持層から反発の声があがった。その後、KBSは「報道の趣旨に合わせ都合よくインタビューの発言を抜粋した」と偏向報道を認定する事態に至っている<sup>51</sup>。

また、2022年には、ベトナム戦争に参戦した韓国軍の「民間人虐殺疑惑」を提起したKBSの報道に対し、韓国退役軍人に関する政策の立案と実施を行う国家報勲処が「偏向的放送」と遺憾を表明した<sup>52</sup>。

定期的に噴出するこうした批判や指摘の背景には、上述したようなKBSの人事面での特性が関係する。すなわち、韓国KBS社長の任命権者が大統領であるため、制度上、政治が言論に影響を行使し、政権に対する公正かつ客観的な批判的検証や報道が行われにくいのである。

### 5.2 国家統制とデジタルメディア

デジタルメディアの普及は、伝統的メディアがこれまで担保してきた国家統制、権威主義体制下の政府や党による洗脳を解く新たな可能性を秘めている。北朝鮮も例外ではなく、政府と人民の情報をめぐる水面下での攻防が続いている。

北朝鮮人民の大半は、外国メディアに触れることができず、特権階層などの一部の例外を除けば国外に出ることも困難であるが、2010年以降、政府によ

る厳格な外部情報統制にも綻びが見られ始めている点は注目に値する。

具体的には、携帯電話、パソコン、USBドライブが一定程度、流通しており、ラジオやテレビといった国営放送による受信以外の方法で情報が流入している<sup>53</sup>。北朝鮮では、政府による公式承認を受けていないアプリやファイルをダウンロードすることはできないが、政府公認の携帯電話をハッキングすることで密かにデバイスを管理し、禁止されている海外コンテンツにアクセスし情報が流入するケースが増加している<sup>54</sup>。

1990年代から、配給制度が機能不全を起こし、非公式市場が広範囲に出現する現代において、将来的に、北朝鮮政府は情報統制にさらなる困難に直面することが予見される。

実際、北朝鮮は、外国からの文化流入を遮断する目的で、2020年最高人民会議常任委員会第14期第12回全員会議で「反動的思想・文化排撃法」を制定し、人民による対外情報への接近に対する統制を強めた<sup>55</sup>。2023年に最高人民会議で採択された「平壤文化語保護法」も、情報流入への危機感を強める北朝鮮の実像を改めて映し出すものと言える。

## 6. 結論

声と音で人々に臨場感を与えたラジオは、放送する側にとっても利便性・即時性が高く、軍事関係者によって、政治・外交・安全保障上の目的を達成するため幅広く利用されてきた<sup>56</sup>。こうした政府によるラジオの活用は、戦時期という特殊な時代に限定されるものではなく、現在では、財政的にゆとりがない比較的小さな自治体においても、放送サービスを住民に遍く提供することが可能なため、災害時に於けるラジオの役割が注目されている。

隣邦である朝鮮半島に目を転じれば、ウェブメディア、Twitterやインスタグラム等のソーシャルメディアが世界に急速に普及し、メディア環境が大きく変容している中であっても、ラジオは南北双方の異なる政治体制の下で、その目的や使命、組織構造に異なる性質を内包させながら発展を遂げてきた。分断

から融和、そして統一へ、朝鮮半島における政治とメディアの関係は、今後も変容し続けることであろう。

## 参考文献

### 一次資料

日本放送協会編『ラヂオ年鑑（昭和13年版）』日本放送出版協会、1938年。

日本放送協会編『NHK年鑑（昭和16年版）』日本放送出版協会、1940年。

대한민국 법제처 국가법령정보센터「방송법」, 「한국방송공사법」 「조선민주주의인민공화국 방송법」 『통일법제데이터베이스』

### 白書、政府報告書

국립통일교육원 『북한이해』 국립통일교육원 연구개발과, 2021.

総務省公共放送の在り方に関する検討分科会事務局 『諸外国の公共放送の受信料制度の状況』2020年

### 新聞

「KBS次期社長に金仁圭氏、理事会が選出」『聯合ニュース』2009.11.20.

「민주당 "국회 폭력사태 편파보도했다" KBS 항의방문」『Daum뉴스』2010.12.10.

「[사진]'4대강 편파방송 중단하라」『머니투데이 뉴스』2011.10.18.

「이런 KBS에 수신료 낼 필요 있나」『중앙일보』2019.7.8.

「韓国の在外同胞749万人に増加」『聯合ニュース』2019.9.25.

「迷走する公営放送 権力と世論のはざまで」『産経新聞』2020.1.1.

「韓国報勲処『KBS, 韓国軍のベトナム戦争民間人虐殺を事実化』」『中央日報』2022.9.5.

「韓国, スマートフォン普及率世界1位」『中央日報』（日本語版）2019.2.7.

「韓国大統領ラジオ演説『威嚇, 自らを危険に』」『日本経済新聞』2012.4.16.

「KBS "수신료 인상해도 광고 축소 어려워」『동아일보』2021.7.1.



「北朝鮮の人々は検閲を逃れるべく、政府公認スマートフォンをハッキングしている」『WIRED』2022.5.3.

#### 論文、書籍

James E. Hoare, *Historical Dictionary of Democratic People's Republic of Korea*, Scarecrow Press, 2012.

津川泉『消えたコールサイン』白水社, 1993.

山本武利「中国をめぐる日中米の第2次大戦の電波戦」20世紀メディア研究所『基調講演Ⅱ』

Martyn Williams, "North Korea Intensifies War Against Foreign Influence," 38 North, 2021.11.10.

#### 電子資料

38 NORTH

Martyn Williams, "Voice of Korea winter 2017/2018 schedule," *NORTH KOREA TECH*, 2017.12.5. (最終閲覧日: 2022年8月9日)

<https://www.northkoreatech.org/2017/12/05/voice-of-korea-winter-2017-2018-schedule/>

#### 朝鮮民主主義人民共和国

「내나라」(最終閲覧日: 2022年8月9日)

[http://www.naenara.com.kp/index.php/Main/index/ja/politics?arg\\_val=constitution](http://www.naenara.com.kp/index.php/Main/index/ja/politics?arg_val=constitution)

조선의 소리 (最終閲覧日: 2022年8月9日)

<http://www.vok.rep.kp/>

#### KBS

「2021년 인력 현황」

<https://about.kbs.co.kr/index.html?sname=organization&stype=status>

“조직도 KBS는 시청자와 함께 신뢰를 만듭니다”. (最終閲覧日: 2022年8月9日)

<https://about.kbs.co.kr/index.html?sname=organization&stype=management>

KBSホームページ「우리나라 수신료 제도」(最終閲覧日: 2022年8月9日)

<https://office.kbs.co.kr/susin/archives/2573>

KBSホームページ「2021년 재무 정보」(最終閲覧日: 2022年8月9日)

<https://about.kbs.co.kr/index.html?sname=finance&stype=info>

KBS World Radio「日本語放送 週間編成表」2022年1月3日. (最終閲覧日: 2022年8月9日)

KBS Worldホームページ「About us」(最終閲覧日: 2022年8月9日)

[http://world.kbs.co.kr/service/about\\_us.htm?lang=k#:~:text=KBS%20WORLD%20Radio%EB%8A%94%20EC%A0%95%ED%99%95,%EC%97%AD%ED%95%A0%EC%9D%84%20EC%88%98%ED%96%89%ED%95%98%EA%B3%A0%20%EC%9E%88%EC%8A%B5%EB%8B%88%EB%8B%A4](http://world.kbs.co.kr/service/about_us.htm?lang=k#:~:text=KBS%20WORLD%20Radio%EB%8A%94%20EC%A0%95%ED%99%95,%EC%97%AD%ED%95%A0%EC%9D%84%20EC%88%98%ED%96%89%ED%95%98%EA%B3%A0%20%EC%9E%88%EC%8A%B5%EB%8B%88%EB%8B%A4).

KBS WORLD Radioのウェブサイト参照. “KBS WORLD Radio 소개”.

(最終閲覧日: 2022年8月9日)

[http://world.kbs.co.kr/service/about\\_kbsworld.htm?lang=k](http://world.kbs.co.kr/service/about_kbsworld.htm?lang=k)

KBS Worldホームページ「KBS WORLD Radio 소개」(最終閲覧日: 2022年8月9日)

[http://world.kbs.co.kr/service/about\\_kbsworld.htm?lang=k](http://world.kbs.co.kr/service/about_kbsworld.htm?lang=k)

KBS World Radio「English Program Service 1」2022年1月3日; KBS World Radio「English Program Service 2」2022年1月3日. (最終閲覧日: 2022年8月9日)

1 米国世論調査機関「ピュー研究所」によれば, 韓国のスマートフォン普及率は95%となっており, 調査対象27カ国のうち最も高かった. 「韓国, スマートフォン普及率世界1位」『中央日報』2019.2.7.

2 「韓国大統領ラジオ演説「威嚇, 自らを危険に」」『日本経済新聞』2012年4月16日.

3 インターネット統計サイトのインターネット・ワールド・スタッツの統計によれば, 北朝鮮の人口2,597万人のうち, インターネット利用者は2022年7月末現在で約2万人であった. インター

- ネット利用率は0.07%で、238カ国・地域のうち最も低かった。「北朝鮮のインターネット利用率世界最下位」『聯合ニュース』2022.8.19.
- 4 日本放送協会編『ラヂオ年鑑（昭和13年版）』日本放送出版協会，1938年，273頁.
- 5 それまで1キロ小電力放送の時代には、聴取区域はわずかに京城府、及び、その近郊50マイル前後の小範囲に限定されていた。また、日本語と朝鮮語の交替放送では、両者の聴取者を満足させることは出来なかった。津川泉『消えたコールサイン』白水社，1993年，64，67，72頁.
- 6 日本放送協会編『NHK年鑑（昭和16年版）』日本放送出版協会，1940年，337頁.
- 7 日本放送協会編『NHK年鑑（昭和16年版）』日本放送出版協会，1940年，338頁.
- 8 津川泉『消えたコールサイン』白水社，1993年，203-204頁.
- 9 KBS Worldホームページ「About us」（最終閲覧日：2022年8月9日）  
[http://world.kbs.co.kr/service/about\\_us.htm?lang=k#:~:text=KBS%20WORLD%20Radio%EB%8A%94%20EC%A0%95%ED%99%95,%EC%97%AD%ED%95%A0%EC%9D%84%20%EC%88%98%ED%96%89%ED%95%98%EA%B3%A0%20%EC%9E%88%EC%8A%B5%EB%8B%88%EB%8B%A4.](http://world.kbs.co.kr/service/about_us.htm?lang=k#:~:text=KBS%20WORLD%20Radio%EB%8A%94%20EC%A0%95%ED%99%95,%EC%97%AD%ED%95%A0%EC%9D%84%20%EC%88%98%ED%96%89%ED%95%98%EA%B3%A0%20%EC%9E%88%EC%8A%B5%EB%8B%88%EB%8B%A4.)
- 10 大韓민국통일부『북한 이해』(2021) p.298.
- 11 KBS WORLD Radioのウェブサイト参照。“KBS WORLD Radio 소개”. [http://world.kbs.co.kr/service/about\\_kbsworld.htm?lang=k](http://world.kbs.co.kr/service/about_kbsworld.htm?lang=k)
- 12 KBS Worldホームページ「KBS WORLD Radio 소개」(最終閲覧日：2022年8月9日)  
[http://world.kbs.co.kr/service/about\\_kbsworld.htm?lang=k](http://world.kbs.co.kr/service/about_kbsworld.htm?lang=k)
- 13 「韓国の在外同胞749万人に増加」『聯合ニュース』2019年9月25日.
- 14 법제처「조선민주주의인민공화국 방송법」『통일법제데이터베이스』
- 15 また同法第2条によれば、放送とは、音声放送、テレビ放送、インターネット放送等が含まれる.
- 16 原文は次の通りである。제1조 (방송법의 사명) 조선민주주의인민공화국 방송법은 방송사업에서 제도와 질서를 엄격히 세워 인민들을 사상문화적으로 교양하여 사회주의강성국가건설에 적극 참가하도록 하는데 이바지한다.
- 17 朝鮮民主主義人民共和國「내 나라」[http://www.naenara.com.kp/index.php/Main/index/ja/politics?arg\\_val=constitution](http://www.naenara.com.kp/index.php/Main/index/ja/politics?arg_val=constitution)
- 18 原文は次の通りである。제3조 (방송사업에서의 주체성확립원칙) 방송사업에서 주체를 확립하는것은 우리 방송의 성격을 순결하게 고수하고 방송의 사명과 역할을 원만히 수행하기 위한 근본방도이다. 국가는 방송사업을 주체성의 원칙에서 우리 식대로 해나가도록 한다.
- 19 原文は次の通りである。제4조 (방송사업에 대한 지도원칙) 방송은 나라의 목소리이고 얼굴이다. 국가는 현실발전의 요구에 맞게 방송기관을 합리적으로 조직하며 방송사업에 대한 유일적지도를 강화하도록 한다.
- 20 原文は次の通りである。제47조 (방송사업에 대한 지도통제의 기본요구) 방송사업에 대한 지도통제들 강화하는것은 방송의 기능과 역할을 높이는데서 나서는 필수적요구이다. 중앙방송기관과 해당 기관은 방송사업지도체계를 바로세우고 정상적으로 장악지도하여야 한다.
- 21 韓國法制処国家法令情報センターのウェブサイトを参照。“한국방송공사법”. <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=5238#0000>
- 22 韓國法制処国家法令情報センターのウェブサイトを参照。“한국방송공사법”. <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=5238#0000>
- 23 韓國法制処国家法令情報センターのウェブサイトを参照。“방송법”. <https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EB%B0%A9%EC%86%A1%EB%B2%95>
- 24 韓國法制処国家法令情報センターのウェブサイトを参照。“한국방송공사법”. <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=5238#0000>

- go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=5238#0000
- 25 韓国法制処国家法令情報センターのウェブサイト  
 を参照. “방송통신위원회의 설치 및 운영에 관한  
 법”. <https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EB%B0%A9%EC%86%A1%ED%86%B5%EC%8B%A0%EC%9C%84%EC%9B%90%ED%9A%8C%EC%9D%98%EC%84%A4%EC%B9%98%EB%B0%8F%EC%9A%B4%EC%98%81%EC%97%90%EA%B4%80%ED%95%9C%EB%B2%95%EB%A5%A0>
- 26 KBSホームページ「2021년 인력 현황」(最終  
 閲覧日：2022年8月9日) [https://about.kbs.co.kr/  
 index.html?sname=organization&stype=status](https://about.kbs.co.kr/index.html?sname=organization&stype=status)
- 27 “조직도 KBS는 시청자와 함께 신뢰를 만듭니  
 다”. [https://about.kbs.co.kr/index.html?sname=  
 organization&stype=management](https://about.kbs.co.kr/index.html?sname=organization&stype=management)
- 28 KBS World Radio 「English Program Service  
 1」 2022年1月3日；KBS World Radio 「English  
 Program Service 2」 2022年1月3日.
- 29 KBS World Radio 「日本語放送 週間編成表」  
 2022年1月3日.
- 30 「朝鮮の声」ウェブサイト参照. “조선의 소리”  
<http://www.vok.rep.kp/> (放送時期：2017年冬  
 季から2018年春季)
- 31 Martyn Williams, “Voice of Korea winter  
 2017/2018 schedule,” NORTH KOREA TECH,  
 2017.12.5. [https://www.northkoreatech.  
 org/2017/12/05/voice-of-korea-winter-2017-  
 2018-schedule/](https://www.northkoreatech.org/2017/12/05/voice-of-korea-winter-2017-2018-schedule/)
- 32 KBSホームページ「우리나라 수신료 제도」(最  
 終閲覧日：2022年8月9日)  
<https://office.kbs.co.kr/susin/archives/2573>
- 33 韓国法制処国家法令情報センターのウェブサイ  
 トを参照. 「방송법」第64条.  
[https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B  
 9/%EB%B0%A9%EC%86%A1%EB%B2%95](https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EB%B0%A9%EC%86%A1%EB%B2%95)
- 34 韓国法制処国家法令情報センターのウェブサイ  
 トを参照. 「방송법」第65条.  
[https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B  
 9/%EB%B0%A9%EC%86%A1%EB%B2%95](https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EB%B0%A9%EC%86%A1%EB%B2%95)
- 35 KBSホームページ「2021년 재무 정보」(最終  
 浏览日：2022年8月9日)  
[https://about.kbs.co.kr/index.html?sname=finance  
 &stype=info](https://about.kbs.co.kr/index.html?sname=finance&stype=info)
- 36 韓国法制処国家法令情報センターのウェブサイ  
 トを参照. 「방송법」第56条.  
[https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B  
 9/%EB%B0%A9%EC%86%A1%EB%B2%95](https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EB%B0%A9%EC%86%A1%EB%B2%95)
- 37 韓国法制処国家法令情報センターのウェブサイ  
 トを参照. 「방송법」第67条.  
[https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B  
 9/%EB%B0%A9%EC%86%A1%EB%B2%95](https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EB%B0%A9%EC%86%A1%EB%B2%95)
- 38 総務省公共放送の在り方に関する検討分科会  
 事務局『諸外国の公共放送の受信料制度の状況』  
 2020年，35頁.
- 39 「KBS “수신료 인상해도 광고 축소 어려워」『동  
 아일보』2021.7.1.
- 40 「이런 KBS에 수신료 낼 필요 있나」『중앙일보』  
 2019.7.8.
- 41 韓国法制処国家法令情報センターのウェブサイ  
 トを参照. 「방송법」第68条.  
[https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B  
 9/%EB%B0%A9%EC%86%A1%EB%B2%95](https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EB%B0%A9%EC%86%A1%EB%B2%95)
- 42 原文は以下の通りである. 제6조 (방송부문의 물  
 질기술적토대강화원칙)  
 방송설비와 방송기술은 방송사업의 강화발전을 위  
 한 물질기술적토대이다.  
 국가는 방송부문에 대한 투자를 계통적으로 늘여  
 방송설비와 방송기술을 과학화, 현대화, 정보화  
 하도록 한다.
- 43 原文は以下の通りである. 방송법 제42조 (취재  
 촬영단의 교통운수조건보장)  
 해당 인민보안기관, 교통운수기관은 방송사업으  
 로 류통하는 취재 및 촬영성원들과 중계록화차 같  
 은 운수수단의 교통운수조건을 책임적으로 보장하  
 여야 한다.
- 44 原文は以下の通りである. 방송법 제43조 (취재  
 촬영단의 숙식조건보장)  
 취재촬영성원들의 숙식조건은 정해진 자금한도에  
 따라 해당 기관, 기업소, 단체가 보장한다.
- 45 原文は以下の通りである. 방송법 제44조 (방송

사업에 필요한 전력, 설비, 자재보장)

국가계획기관과 전력보장기관, 재정은행기관, 해당 기관은 방송사업에 필요한 전력, 연유, 설비 자재, 자금 같은것을 계획대로 보장하여야 한다.

- 46 韓国国家法令情報センター「放送法」第43条1項による規定を参照.
- 47 「KBS次期社長に金仁圭氏, 理事会が選出」『聯合ニュース』2009.11.20.
- 48 「[사진]4대강 편파방송 중단하라」『머니투데이뉴스』2011.10.18.
- 49 「민주당 "국회 폭력사태 편파보도했다" KBS 항의방문」『Daum뉴스』2010.12.10.
- 50 「迷走する公営放送 権力と世論のはざまで」『産経新聞』2020年1月1日.
- 51 「迷走する公営放送 権力と世論のはざまで」『産経新聞』2020年1月1日.
- 52 「韓国報勲処「K B S, 韓国軍のベトナム戦争民間人虐殺を事実化…極めて遺憾」」『中央日報(日本語版)』2022年9月5日.
- 53 米国務省の委託で調査機関インターメディアが作成した報告書によると, 北朝鮮では, 政府による厳しい外部情報の統制を無視し, 海外メディアに触れる市民が増えている。「北朝鮮の情報統制にほころび, 「海外」に触れる市民増加」『ロイター』2012.5.10.
- 54 「北朝鮮の人々は検閲を逃れるべく, 政府公認スマートフォンをハッキングしている」『WIRED』2022.5.3.
- 55 "North Korea Intensifies War Against Foreign Influence," 38 North, 2021.11.10.
- 56 山本武利「中国をめぐる日中米の第2次大戦の電波戦」20世紀メディア研究所『基調講演Ⅱ』

※本研究はJSPS科研費19K13630の助成を受けたものである.

## The Roles of International Radio: Broadcasting from the Divided Nations —South Korea's "KBS" and North Korea's "Korea Central Broadcasting System"—

Masanobu MATSUURA

### Abstract

Since the division of the Korean peninsula in 1948, the media has developed differently in the two countries. In 1953, the former Korean Broadcasting System (KBS) in the ROK started international radio broadcasting in English, and successive ROK presidents announced their policies toward the DPRK in radio speeches. KBS, a public broadcasting service, has become indispensable in promoting and globalizing Korean culture, and connecting the Korean diaspora of approximately 7.4 million to the ROK. Yet, as to the matters on the peninsula, KBS has been broadcasting domestically and internationally from their perspective. The political neutrality of KBS remains controversial due to the election system of the KBS president who shall be appointed by the ROK president based on the Broadcasting Act.

The traditional media in the DPRK functions as a means of controlling its people under the authoritarian regime. In particular, radio is a practical medium for propaganda penetration. The Broadcasting Act of the DPRK stipulates that "broadcasting is the voice and face of the nation," and its purpose is to "enhance the sole guidance by the nation." Economic difficulties in the 1990s created black markets in the DPRK, and the regime has been facing difficulties in the information control.

Keywords : KBS WORLD Radio, Voice of Korea, Radio Propaganda

DOI : 10.15096 / UrbanManagement.1507



